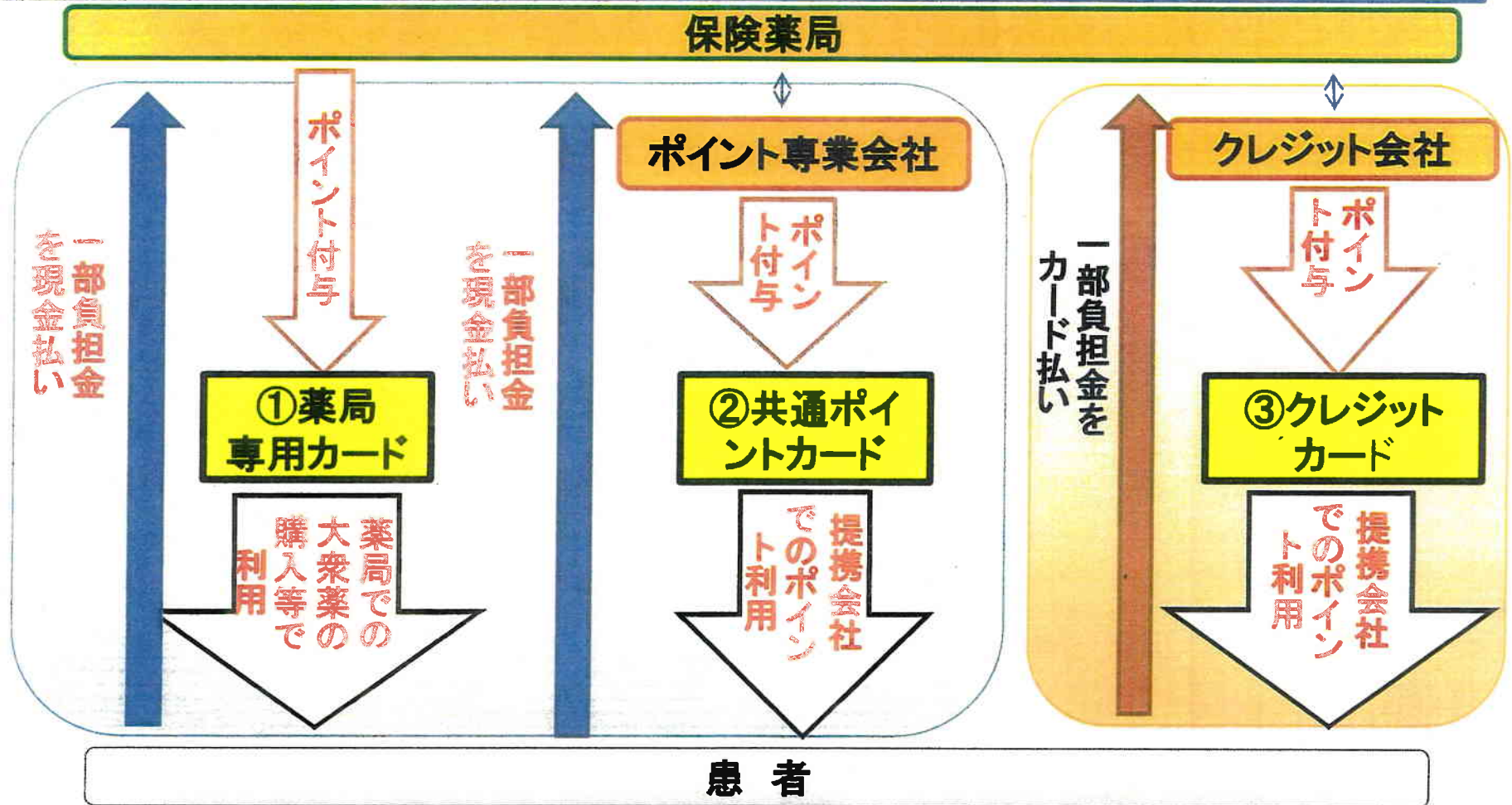


保険調剤に係る一部負担金へのポイントサービスについて

○本年1月、医療課長通知にて、①一部負担金の減額にあたる事例を示すとともに、②そもそも保険薬局は、ポイントの提供といった経済的付加価値によらず、懇切丁寧な調剤、服薬指導の質を高めることで選ばれるべきである旨、周知したところ。
○しかしながら、依然として以下のようなポイントサービスは一定の拡がりをみせている模様。



(対応案)

ポイントの付与を原則認めない(H24.4.1~)

やむを得ないものとして認める